

国民健康^{国保}保険と 後期高齢者^{後期高齢}医療制度

保険年金課

国民健康保険…本庁舎1階14番窓口・☎202147

後期高齢者医療制度…本庁舎1階13番窓口・☎202184

新しい被保険者証を発送します

現在お使いの被保険者証は8月1日(休)以降は使えなくなりますのでご注意ください。

国民健康保険【7月中旬に郵送します】

70歳以上75歳未満の方は…

被保険者証と高齢者受給者証が一体となった『**被保険者証兼高齢受給者証**』を郵送します。

※今後新たに70歳になる方には、70歳の誕生日(1日生まれの方は前月)の中旬に郵送します。

●自己負担の割合

昨年中の所得などの判定で**2割または3割**

保険税の滞納がある世帯

有効期間が3カ月または6カ月間の**短期被保険者証**を交付します。特別な事情なく1年以上滞納している世帯は、いったん医療費の全額を医療機関に支払う**被保険者資格証明書**を交付します。

※18歳以下の被保険者には、滞納している世帯であっても一般の被保険者証を交付します。

保険税の納付については納税課(本庁舎2階・☎202125)へ相談してください。

後期高齢者医療制度【7月中旬に郵送します】

対 象 者

75歳以上の方と、一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方

自己負担の割合

昨年中の所得による判定で**1、2、3割**のいずれか

●2割の方には負担を抑える配慮措置があります

7年9月30日までの間、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院医療費を除く)。

入院などで高額な医療費が見込まれるときには

高額療養費制度とマイナ保険証・限度額適用認定証

高額療養費制度とは…

病院の窓口などで支払った1カ月分の医療費が高額になった場合、一定金額(自己負担限度額)を超えた分が申請により後日払い戻される制度です。

『**マイナ保険証**』を利用したり、『**限度額適用認定証**』を医療機関や薬局に提示することで、窓口での支払いが『**自己負担限度額**』までで済むようになります。

※認定証の取得には事前の申請が必要です。詳細は、被保険者証に同封のパンフレットをご確認ください。

現在お使いの認定証は**8月1日(休)以降**は使えなくなりますのでご注意ください。

8月以降も必要な方は…

国保 7月9日(火)から更新の手続きができます。

後期高齢 今年度も対象となる方には、被保険者証に認定証を同封して郵送します。

市民税非課税世帯の方は…入院時の食事代を減額する『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』が申請により交付されますので、同課にお問い合わせください。

※70歳未満の国保加入者で被保険者証が短期証の場合、限度額適用認定証は交付できませんが、『**高額療養資金貸付制度**』を利用できます。条件がありますので、まずは同課へご相談ください。

